

議案第 4 6 号

北本市公民館設置及び管理条例等の一部改正について

北本市公民館設置及び管理条例等の一部を次のように改正する。

平成 2 1 年 6 月 5 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市公民館設置及び管理条例等の一部を改正する条例

(北本市公民館設置及び管理条例の一部改正)

第 1 条 北本市公民館設置及び管理条例(昭和 5 8 年条例第 1 7 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

(休館日)

第 5 条 公民館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月第 4 月曜日(当日が国民の祝日に関する法律(昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号)に規定する休日であるときは、その翌日)
- (2) 1 2 月 2 8 日から翌年の 1 月 3 日までの日
- (3) その他教育委員会が管理上必要と認めた日

第 5 条の 2 を削る。

第 6 条第 2 号中「地区公民館」を「中央公民館以外の公民館(以下「地区公民館」という。)」に改める。

(北本市勤労福祉センター設置及び管理条例等の一部改正)

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「第 4 月曜日」の次に「(当日が国民の祝日に関する法律(昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号)に規定する休日で

あるときは、その翌日)」を加える。

- (1) 北本市勤労福祉センター設置及び管理条例（昭和 53 年条例第 30 号）第 5 条第 1 号
- (2) 北本市コミュニティセンター設置及び管理条例（昭和 55 年条例第 9 号）第 5 条第 1 号
- (3) 北本市立集会所設置及び管理条例（昭和 59 年条例第 17 号）第 3 条第 1 号
- (4) 北本市学習センター設置及び管理条例（平成 6 年条例第 40 号）第 5 条第 1 号

附 則

この条例は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。